

令和4年10月11日

佐世保市長 朝長則男様

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター

及び地方独立行政法人北松中央病院評価

委員長 橋本 優花里



## 意見書

令和4年9月22日付、4医政第106号で依頼があった佐世保市が設置する地方独立行政法人の業務実績評価に係る意見について、地方独立行政法人法第28条第4項及び地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例第2条第1項第2号の規定に基づく地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会の意見は別紙のとおりです。

【意見の概要】

1 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター令和3年度の業務実績評価について

(1) 提供する医療サービスの充実（高度専門医療）について

評価にあたって、手術件数や検査件数を指標とすることは一定理解できますが、住民が受診医療機関を決定するうえで、重要な判断材料となるような、例えば、その結果・効果としての治癒率や術後の在院日数、がん治療であれば、生存率などを指標として用い、そのことへの評価を行うなど、「選ばれる病院」として、さらに住民にとって分かり易い評価となるよう努めていただきたいと考えます。

そうすることで、佐世保市総合医療センターにおける高度医療への取り組みの発信が住民からの信頼を高め、更なる受診促進につながるものと考えます。

なお、手術支援ロボットを導入されるなど、特に設備整備の充実が図られていますが、今回の評価指標に沿った取り組みではないため、そのことによる明確な効果が読み取れず、定量的・定性的な分析・検証が十分ではなかったと言わざるを得ません。

今後、特出すべき新たな取り組みにおいては、新たな取り組みを考慮した評価指標の設定や分析・検証を踏まえた評価を行っていただくことをお願ひいたします。

2 地方独立行政法人北松中央病院令和3年度の業務実績評価について

審議の結果、佐世保市の評価に対して、特に意見はございません。

3 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター第2期中期目標期間の業務実績評価について

審議の結果、佐世保市の評価に対して、特に意見はございません。

4 地方独立行政法人北松中央病院第6期中期目標期間の業務実績見込評価について

審議の結果、佐世保市の評価に対して、特に意見はございません。

以上